

## 第14章 準備書の記載事項の修正内容

環境影響評価書の作成にあたり、準備書の記載事項について検討を加え、修正した内容は、表14-1(1)～(23)に示すとおりです。

なお、より詳細な表現とする等の表現の適正化及び誤字・脱字等の訂正については、適宜行っています。

表 14-1(1) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
P2-1 第2章第1節	大阪市長 <sup>はしもと</sup> 橋下 <sup>とおる</sup> 徹	大阪市長 <sup>よしむら</sup> 吉村 <sup>ひろふみ</sup> 洋文
P2-1 第2章第2節	近畿地方整備局長 <sup>やまだ</sup> 山田 <sup>くにひろ</sup> 邦博	近畿地方整備局長 <sup>いけだ</sup> 池田 <sup>とよひと</sup> 豊人
P3-32 第3章第2節	(6) 廃棄物等の処分計画) また、区域外に搬出する産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき、運搬・処分等に関する許可業者に委託し、マニフェスト(管理票)による管理を徹底するなど収集、運搬及び処分等の規定を遵守して適正に対処します。	また、区域外に搬出する産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき、運搬・処分等に関する許可業者に委託し、マニフェスト(管理票)による管理を徹底するなど収集、運搬及び処分等の規定を遵守して適正に対処するとともに、 <u>建設発生土の運搬時においても、タイヤ等の洗浄による粉じん等の発生低減や、運搬経路の適切な設定並びに運搬車両及び積載量等の適切な管理により、騒音や振動の発生低減、塵埃等の飛散防止に努めます。</u>
P3-33 第3章第2節	(10) 工事排水) —	<u>なお、薬液注入工法の採用を検討するにあたっては、当該工法による地盤改良の必要性を慎重に検討し、その必要性に応じ採用する場合は、地盤及び地下水の状況を踏まえた適切な設計及び施工とし、排液及び排水を適切に処理するとともに、地下水質等の環境監視を行い、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(建設省官技発第160号昭和49年7月10日)に基づく水質基準に適合していない場合又はそのおそれのある場合は、直ちに工事を中断し、必要な措置を講じます。</u>

表 14-1 (2) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
P3-36 第3章第2節	■対象道路のルート・構造の選定にあたっての環境保全の配慮	2) 対象道路のルート・構造の選定にあたっての環境保全の配慮  なお、掘削工事の施工計画の詳細については、事業実施段階における地質調査等の結果を基に、対象道路周辺における既設及び今後施工が計画されている地下構造物との離隔距離及び地下水の利用実態等を踏まえ、必要に応じて専門家等の技術的助言を得ながら、地下水及び地盤等の保全に十分配慮しながら、密閉型シールドや地中連続壁等の止水性の高い施工方法の採用を含めて適切に検討を行います。
	—	2) 温室効果ガス排出量の削減等 事業実施にあたっては、省エネ設備の導入等により、供用後における温室効果ガス排出量の低減に努めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握について検討を行います。また、地球温暖化対策の推進に係る関係地方公共団体の実行計画と連携して、温室効果ガス排出量の削減等が行われるよう配慮します。
	—	3) ヒートアイランド現象の緩和への配慮 舗装の種類については、事業実施段階において、ヒートアイランド現象の緩和に効果のある路面温度を低下させる舗装の導入について、適切に検討を行います。
P3-37 第3章第2節	—	4) 道路構造物の適切な維持管理 自動車の走行に伴う騒音及び振動の増大を抑制するため、道路の適切な維持又は修繕、道路の劣化への影響が大きい大型車両の通行の適正化により、道路構造物の劣化の抑制に努めます。
	—	5) 供用開始後のトンネル排水および路面排水の処理 供用開始後のトンネル排水および路面排水は、公共下水道へ排水します。 なお、具体的な排水方法については、事業実施段階において、公共下水道管理者等の関係機関と協議・調整し、適切に検討を行います。

表 14-1 (3) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
P4-1-2 第4章第1節	(大気質の状況) 調査区域の大気汚染常時監視測定局(一般環境大気測定局12局、自動車排出ガス測定局6局)における平成25年度の測定結果は、二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )、二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)は測定されたすべての測定局で環境基準を達成しています。微小粒子状物質(PM <sub>2.5</sub> )は測定された7地点で環境基準を超過しています。	調査区域の大気汚染常時監視測定局(一般環境大気測定局12局、自動車排出ガス測定局6局)における平成25年度の測定結果は、二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )、二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )、一酸化炭素(CO)は測定されたすべての測定局で環境基準を達成しています。浮遊粒子状物質(SPM)は17局中1局で短期的評価が環境基準を達成していません。微小粒子状物質(PM <sub>2.5</sub> )は測定された7局で環境基準を超過しています。
P4-1-7 第4章第1節	((2) 浮遊粒子状物質) 平成25年度の一般局については、12局で測定されており、長期的評価・短期的評価ともにすべての測定局で環境基準を達成しています。	平成25年度の一般局については、12局で測定されており、長期的評価はすべての測定局で環境基準を達成しています。短期的評価は、1局で環境基準を達成していません。
P4-1-10 第4章第1節 表4-1-3(2)	(海老江西小学校 短期的評価) 1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合(時間) 0 環境基準達成状況 ○	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合(時間) 1 環境基準達成状況 ×
P4-1-33 第4章第1節 表4-1-8(2)	—	_(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の項目を追加) 項目 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 環境基準値 ≤10 大東市 氷野 二 門真市 桑才 二 大阪市 中央区法円坂 <0.08 大阪市 城東区新喜多 二
P4-2-106 第4章第2節	—	31) 土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準 「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)第6条第1項第1号に基づく、区域の指定に係る基準のうち、土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するもの(土壌溶出量)は表4-2-39(1)に、土壌に含まれる特定有害物質の量に関するもの(土壌含有量)は表4-2-39(2)に示すとおりです。  表4-2-39(1)土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準(土壌溶出量)  表4-2-39(2)土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準(土壌含有量)

表 14-1(4) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
P7-4 第7章第2節 表7-2-1	※1「道路（地下式）の存在」、「換気塔の存在及び供用」は、省令 <sup>※2</sup> では影響要因として示されていませんが、事業特性から影響要因として選定しました。	※1「道路（地下式）の存在」、「換気塔の存在及び供用」は、省令 <sup>※2</sup> では影響要因として示されていませんが、事業特性から影響要因として選定しています。 <u>換気塔から排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響は「自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質」の項目において考慮しています。</u>
P7-5 第7章第3節 表7-3-1(1)	(当該項目に関連する地域特性) 対象道路事業実施区域及びその周囲では、平成25年度には12箇所の一般環境大気測定局及び5箇所の自動車排出ガス測定局で浮遊粒子状物質の測定が行われており、すべての測定局で環境基準を達成しています。	対象道路事業実施区域及びその周囲では、平成25年度には12箇所の一般環境大気測定局及び5箇所の自動車排出ガス測定局で浮遊粒子状物質の測定が行われており、 <u>1局で短期的評価が環境基準を達成していません。</u>
P7-6 第7章第3節 表7-3-1(2)		
P7-7 第7章第3節 表7-3-1(3)		
P7-8 第7章第3節 表7-3-1(4)	(強風による風害 1. 予測の基本的な手法) 既存の類似風洞実験結果を用いる方法等により予測します。	<u>既存の類似風洞実験結果等により検証された数値シミュレーション手法、及び既存の類似風洞実験結果を用いる方法等により予測します。</u>
P8-1-25 第8章第1節 表8-1-18(2)	(予測地点番号7) 工事の種類 掘削工 ユニット 土砂掘削	工事の種類 <u>土留・仮締切工</u> ユニット <u>鋼矢板(アースオーガ併用圧入工)</u>
P8-1-37 第8章第1節 表8-1-27(2)	(予測地点番号3) ユニット 土砂掘削	ユニット <u>地中連続壁</u>
	(予測地点番号7) ユニット 土砂掘削 建設機械の寄与濃度 0.00262 年平均値 計 0.0273 日平均値の2%除外値 0.063	ユニット <u>鋼矢板(アースオーガ併用圧入工)</u> 建設機械の寄与濃度 <u>0.00272</u> 年平均値 計 <u>0.0274</u> 日平均値の2%除外値 <u>0.064</u>
P8-1-41 第8章第1節 表8-1-31(2)	(予測地点番号7) 年平均値 0.0273 日平均値の2%除外値 0.063	年平均値 <u>0.0274</u> 日平均値の2%除外値 <u>0.064</u>
P8-1-119 第8章第1節	(3) 環境保全措置の検討) なお、事業実施段階においては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。	なお、事業実施段階においては、 <u>除塵装置の選定を含め、二酸化窒素及び、微小粒子状物質 (PM2.5) を含む浮遊粒子状物質の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。</u>

表 14-1 (5) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
P8-1-120 第 8 章第 1 節	<p>(①回避又は低減に係る評価)</p> <p>事業実施段階においては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。</p>	<p>事業実施段階においては、<u>除塵装置の選定を含め、二酸化窒素及び、微小粒子状物質 (PM2.5) を含む浮遊粒子状物質の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。</u></p>
P8-2-7 第 8 章第 2 節	<p>換気塔の存在に係る強風による風害は、既存の類似風洞実験結果を用いる方法としました。</p> <p>換気塔と類似した形状を用いた既存の風洞実験結果から、換気塔付近の各風向 (16 方位) の風速増加領域及び予測地域に影響を及ぼす風向を推定しました。</p>	<p>換気塔の存在に係る強風による風害は、「市街地風環境予測のための流体数値解析ガイドブックーガイドラインと検証用データベースー」(平成 19 年 7 月、社団法人日本建築学会)に基づく既存の類似風洞実験結果等により検証された数値シミュレーション手法、及び既存の類似風洞実験結果を用いる方法としました。</p> <p><u>(仮称) 豊崎換気所については、換気塔の形状及び周辺の特徴的な地形をよりの確に反映するため数値シミュレーション手法を用いることとしました。ここで、特徴的な地形として、淀川河川堤防を考慮しました。</u></p> <p><u>(仮称) 鶴見換気所については、換気塔の形状が矩形であるため既存の類似風洞実験結果を用いることとしました。</u></p> <p>換気塔の形状及び特徴的な地形を反映した数値シミュレーション結果及び換気塔と類似した形状を用いた既存の風洞実験結果から、換気塔付近の各風向 (16 方位) の風速増加領域及び予測地域に影響を及ぼす風向を推定しました。</p>
P8-2-8 第 8 章第 2 節	—	<p><u>(図 8-2-4(1) 予測手順 (数値シミュレーション手法) を追加)</u></p>
P8-2-13 第 8 章第 2 節	—	<p><u>(数値シミュレーションの予測条件を追加)</u></p> <p>b) 予測条件</p> <p><u>(a) (仮称) 豊崎換気所 (数値シミュレーション)</u></p> <p><u>(仮称) 豊崎換気所の換気塔及び淀川河川堤防の形状を踏まえ、乱流モデルとして標準 <math>k-\epsilon</math> モデルを用い、定常解析を行いました。</u></p> <p><u>解析条件の概要を表 8-2-8 に示します。</u></p> <p>表 8-2-8 解析条件</p>

表 14-1(6) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
P8-2-14 第8章第2節	<p>b) 類似風洞実験事例 換気塔の建物形状比 (H : W : D) に近い風洞実験事例を用いて、風速増加領域及び予測地点の風向別風速比を予測しました。</p> <p>(仮称) 豊崎換気所の換気塔については、建物形状比が 3.0 : 1.3 : 0.9 であることから、3 : 1 : 1 の類似事例、(仮称) 鶴見換気所の換気塔については、建物形状比が 3.3 : 2.0 : 0.8 であることから、3 : 2 : 1 の類似事例を適用しました。予測に用いた類似の風洞実験事例の模型の形状を表 8-2-8 に示します。</p>	<p><u>(b) (仮称) 鶴見換気所 (類似風洞実験結果)</u> <u>(仮称) 鶴見換気所の換気塔の建物形状比 (H : W : D) に近い風洞実験事例を用いて、風速増加領域及び予測地点の風向別風速比を予測しました。</u></p> <p><u>(仮称) 鶴見換気所の換気塔については、建物形状比が 3.3 : 2.0 : 0.8 であることから、3 : 2 : 1 の類似事例を適用しました。予測に用いた類似の風洞実験事例の模型の形状を表 8-2-9 に示します。</u></p>
P8-2-14 第8章第2節 表 8-2-9	(仮称) 豊崎換気所 換気塔	<u>(削除)</u>
P8-2-16 第8章第2節	<p>土地利用に対するべき指数は、表 8-2-11 に示すべき指数のうち、市街地 (1/3) としました。</p> <p>なお、予測地点の高さの風速の推定は、次式を用いました。</p> $U = U_0 (H / H_0)^P$ <p>ただし、U:高さH(m)の推定風速(m/s)  <math>U_0</math>:基準高さ(m)の風速(m/s)  H : 予測地点の高さ(m)  <math>H_0</math>:基準となる高さ(m)  P : べき指数</p> <p>表 8-2-11 土地利用状況に対するべき指数</p>	<p><u>イ. (仮称) 豊崎換気所 (数値シミュレーション)</u> <u>土地利用に対するべき指数は、表 8-2-12 に示すべき指数のうち、中層建築物が主となる地域 (0.27) としました。</u></p> <p><u>表 8-2-12 土地利用状況に対するべき指数</u></p> <p><u>ロ. (仮称) 鶴見換気所 (類似風洞実験結果)</u> <u>土地利用に対するべき指数は、表 8-2-13 に示すべき指数のうち、市街地 (1/3) としました。</u></p> <p><u>表 8-2-13 土地利用状況に対するべき指数</u></p> <p>なお、予測地点の高さの風速の推定は、次式を用いました。</p> $U = U_0 (H / H_0)^P$ <p>ただし、U:高さH(m)の推定風速(m/s)  <math>U_0</math>:基準高さ(m)の風速(m/s)  H : 予測地点の高さ(m)  <math>H_0</math>:基準となる高さ(m)  P : べき指数</p>

表 14-1 (7) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
P8-2-17 第8章第2節	<p>風速増加領域の予測は、各換気塔の建物方向との風向の関係を勘案して、表 8-2-12(1)～(2)に示す類似風洞実験結果を用いて行いました。表 8-2-12 中の <math>\theta</math> は類似風洞実験における模型に対する風向の角度で、図 8-2-7(1)～(2)、図 8-2-8(1)～(16)、図 8-2-9(1)～(16)に示すとおり、各換気塔の形状と各風向との関係から、適合する類似風洞実験結果を用いて行いました。</p> <p>なお、図 8-2-8(1)～(16)及び図 8-2-9(1)～(16)に記載の値は、換気塔がない場合と比較した風速の変化の割合を示しています。また、「1.0」と示された領域の外側は、1.0 と同等であることを示します。</p>	<p>風速増加領域を図 8-2-8(1)～(16)及び図 8-2-9(1)～(16)に示します。図 8-2-8(1)～(16)及び図 8-2-9(1)～(16)に記載の値は、換気塔がない場合と比較した風速の変化の割合を示しています。</p> <p>(仮称)鶴見換気所については、換気塔の建物方向との風向の関係を勘案して、表 8-2-14 に示す類似風洞実験結果を用いました。表 8-2-14 中の <math>\theta</math> は類似風洞実験における模型に対する風向の角度で、図 8-2-7、図 8-2-9(1)～(16)に示すとおり、(仮称)鶴見換気所の換気塔の形状と各風向との関係から、適合する類似風洞実験結果を用いました。また、図 8-2-9(1)～(16)において「1.0」と示された領域の外側は、1.0 と同等であることを示します。</p>
	表 8-2-12(1) (仮称)豊崎換気所の換気塔に適用した類似風洞実験結果	(削除)
P8-2-18 第8章第2節	図 8-2-7(1) 風速増加領域の予測に用いた事例の適用例 ( (仮称)豊崎換気所)	(削除)
P8-2-19～26 第8章第2節 図 8-2-8(1)～図 8-2-8(16)	—	(数値シミュレーション結果へ変更)
P8-2-35 第8章第2節	類似風洞実験結果から求めた、各予測地点の風向別風速比の予測結果を表 8-2-13(1)～(2)に示します。	数値シミュレーション及び類似風洞実験結果から求めた、各予測地点の風向別風速比の予測結果を表 8-2-15(1)～(2)に示します。
P8-2-35 第8章第2節 表 8-2-15(1)	—	(数値シミュレーション結果へ変更)
P8-2-36 第8章第2節	(仮称)豊崎換気所周辺において、風速 4.0m/s 以上は 22.2～54.0%、風速 6.0m/s 以上は、1.9～9.6%、風速 8.0m/s 以上は、0.0～0.8%となります。	(仮称)豊崎換気所周辺において、風速 4.0m/s 以上は 17.0～63.8%、風速 6.0m/s 以上は、1.9～15.9%、風速 8.0m/s 以上は、0.0～0.8%となります。
P8-2-36 第8章第2節 表 8-2-16(1)	—	(数値シミュレーション結果へ変更)

表 14-1 (8) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
P8-3-7 第 8 章第 3 節 図 8-3-3	等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) の予測	(削除)
P8-3-8 第 8 章第 3 節	<p>(基本式)</p> $L_{Aeq,T} = 10 \log_{10} \frac{1}{T} \left( \sum_i T_i \cdot 10^{L_{Aeff,i}/10} \right)$ $L_{Aeff,i} = L_{WAeff,i} - 8 - 20 \log_{10} \frac{r_i}{r_0} + \Delta L_{d,i} + \Delta L_g$ $L_{A5}(\text{又は } L_{A,Fmax5}) = L_{Aeq,T} + \Delta L$ <p>ここで、</p> <p><math>L_{Aeq,T}</math> : 予測地点における等価騒音レベル (dB)</p> <p><math>T</math> : 評価時間 (s)</p> <p><math>T_i</math> : <math>i</math> 番目のユニットの騒音の継続時間 (s)</p> <p><math>L_{Aeff,i}</math> : <math>i</math> 番目のユニットによる予測地点における実効騒音レベル (dB)</p> <p><math>L_{WAeff,i}</math> : <math>i</math> 番目のユニットの A 特性実効音響パワーレベル (dB)</p> <p><math>r_i</math> : <math>i</math> 番目のユニットの中心から予測点までの距離 (m)</p> <p><math>r_0</math> : 基準の距離 (=1m)</p> <p><math>\Delta L_{d,i}</math> : <math>i</math> 番目のユニットからの騒音に対する回折に伴う減衰に関する補正量 (dB)</p> <p><math>\Delta L_{g,i}</math> : <math>i</math> 番目のユニットからの騒音に対する地表面の影響による減衰に関する補正量 (dB)</p> <p>(回折に伴う減衰に関する補正量)</p> $\Delta L_{dif} = \Delta L_{d,1} + \Delta L_{d,0}$	$L_{Aeff} = L_{WAeff} - 8 - 20 \log_{10} \frac{r}{r_0} + \Delta L_d + \Delta L_g$ $L_{A5}(\text{又は } L_{A,Fmax5}) = L_{Aeff} + \Delta L$ <p>ここで、</p> <p><math>L_{Aeff}</math> : 予測地点における実効騒音レベル (dB)</p> <p><math>L_{WAeff}</math> : ユニットの A 特性実効音響パワーレベル (dB)</p> <p><math>r</math> : ユニットの中心から予測点までの距離 (m)</p> <p><math>r_0</math> : 基準の距離 (=1m)</p> <p><math>\Delta L_d</math> : 騒音に対する回折に伴う減衰に関する補正量 (dB)</p> <p><math>\Delta L_g</math> : 地表面の影響による減衰に関する補正量 (dB)</p> $\Delta L_{dif} = \Delta L_{d,1} - \Delta L_{d,0}$
P8-3-20 第 8 章第 3 節	<p>(2) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容)</p> <p>このため、事業実施段階において、これらの工事箇所周辺の保全対象の立地状況、ならびに工事期間等を勘案し、必要に応じて、騒音による周辺環境への影響をより低減させるための適切な措置を講じます。</p>	<p>このため、事業実施段階において、これらの工事箇所周辺の保全対象の立地状況、ならびに工事期間等を勘案し、必要に応じて、騒音による周辺環境への影響をより低減させるための適切な措置を講じるほか、<u>工事中においては、環境保全措置後の建設機械の稼働に伴う騒音の状況を把握し、必要に応じて、騒音による周辺環境への影響をより低減させるための適切な措置を講じます。</u></p>
P8-3-25 第 8 章第 3 節 表 8-3-14	<p>(予測地点番号 4 騒音レベル (dB))</p> <p>1.2m 保全措置後 77</p>	<p>1.2m 保全措置後 <u>76</u></p>



表 14-1 (9) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
P8-3-26 第 8 章第 3 節	(①回避又は低減に係る評価) このため、事業実施段階において、これらの工事箇所周辺の保全対象の立地状況、ならびに工事期間等を勘案し、必要に応じて、騒音による周辺環境への影響をより低減させるための適切な措置を講じます。	このため、事業実施段階において、これらの工事箇所周辺の保全対象の立地状況、ならびに工事期間等を勘案し、必要に応じて、騒音による周辺環境への影響をより低減させるための適切な措置を講じるほか、 <u>工事中においては、環境保全措置後の建設機械の稼働に伴う騒音の状況を把握し、必要に応じて、騒音による周辺環境への影響をより低減させるための適切な措置を講じます。</u>
P8-3-27 第 8 章第 3 節 表 8-3-16	(予測地点番号 4 騒音レベル(dB)) 1.2m 77	1.2m <u>76</u>
P8-3-88 第 8 章第 3 節	なお、事業実施段階においては、環境影響評価の結果を踏まえ環境保全に十分配慮するとともに、騒音の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。	なお、事業実施段階においては、環境影響評価の結果及び保全対象の立地状況等を踏まえ環境保全に十分配慮し、 <u>遮音壁、吸音板及び排水性舗装の仕様や設置範囲等の詳細について、騒音の低減効果、設置及び維持管理に係る経済性等を総合的に勘案し、騒音に係る環境基準との整合性及び騒音の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。</u>
P8-3-93 第 8 章第 3 節 表 8-3-56 (3)	(予測地点 12 環境保全措置前予測結果 $L_{Aeq}$ (dB)) 昼間 予測結果 1.2m 66 夜間 予測結果 34.2m 64 予測結果 1.2m 60	昼間 予測結果 1.2m <u>67</u> 夜間 予測結果 34.2m <u>65</u> 予測結果 1.2m <u>61</u>

表 14-1 (10) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
<p>P8-3-99 第 8 章第 3 節</p>	<p>(①回避又は低減に係る評価) なお、環境保全措置の実施に際しては、環境影響評価の結果を踏まえ環境保全に十分配慮するとともに、騒音の低減に係る技術開発を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。</p> <p>(②基準又は目標との整合性の検討) 対象道路以外の道路においては、対象道路の IC との接続により交通量の増加に伴う騒音の増加が考えられる予測地点 5 に加えて、その他の予測地点においても、当該道路管理者及び関係機関が、事業者と連携を図りながら必要に応じて交通量や沿道の土地利用等の状況を把握し、排水性舗装の整備や遮音壁の設置などの環境保全対策を適切に講じることにより、表 8-3-57 に示す基準又は目標との整合を図ることとしています。</p>	<p>なお、<u>事業実施段階においては、環境影響評価の結果及び保全対象の立地状況等を踏まえ環境保全に十分配慮し、遮音壁、吸音板及び排水性舗装の仕様や設置範囲等の詳細について、騒音の低減効果、設置及び維持管理に係る経済性等を総合的に勘案し、騒音に係る環境基準との整合性及び騒音の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。</u></p> <p>対象道路以外の道路においては、対象道路の IC との接続により交通量の増加に伴う騒音の増加が考えられる予測地点 5 に加えて、その他の予測地点においても、当該道路管理者及び関係機関が、事業者と連携を図りながら必要に応じて交通量や沿道の土地利用等の状況を把握し、その結果を踏まえて排水性舗装の整備や遮音壁の設置などの環境保全対策を適切に講じることにより、表 8-3-57 に示す基準又は目標との整合を図ることとしています。</p>
<p>P8-3-116 第 8 章第 3 節</p>	<p>(②基準又は目標との整合性の検討) 予測の結果について、表 8-3-71 に示す「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制基準との整合が図られているかどうかについて評価を行いました。</p>	<p>予測の結果について、表 8-3-71(1)～(2)に示す「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に基づく<u>特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制基準との整合が図られているかどうかについて評価を行いました。</u></p>
<p>P8-3-117 第 8 章第 3 節</p>	<p>—</p>	<p><u>(表 8-3-71 (1) 整合を図る基準又は目標(騒音規制法)を追加)</u></p>
<p>P8-4-84 第 8 章第 4 節 表 8-4-67</p>	<p>(予測地点番号 2 換気所建屋から予測地点までの水平距離 (m)) 12</p>	<p><u>17</u></p>

表 14-1(11) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
P8-8-3 第8章第8節 表8-8-3	試験項目 硫化物	<u>(削除)</u>
P8-8-22 第8章第8節	しかし、現況の地盤の硫化物含有量は、1mg/g未満と少ない <sup>注)</sup> ため、地盤が急激に酸性化する可能性は小さいと考えられます。	<u>(削除)</u>
	注)「土壌環境分析法」(平成9年6月、土壌環境分析法編集委員会編)によると、潜在的酸性硫酸塩土壌の目安として、硫化物の含有量が7.5mg/g以上とされています。	<u>(削除)</u>
P8-8-23 第8章第8節 表8-8-17	硫化物 (mg/g)	<u>(削除)</u>
P8-8-39 第8章第8節	(a) 工事の実施に伴う地下水の水質に及ぼす影響) 土壌汚染除去措置	土壌汚染 <u>拡散防止措置</u>
	(b) 化学反応による地下水の水質に及ぼす影響) 調査の結果、対象道路事業実施区域及びその周辺の地層は、酸化還元電位が高い状態にあるなど、長期間にわたって空気に触れた場合に酸性化するおそれのある地盤が存在しますが、硫化物が少ないことから急激に酸性化を生じるおそれがある状況ではありません。	<u>(削除)</u>
	本事業のシールドトンネル工事にあっても、密閉型シールド工法を採用することにより、シールドによる掘削直後に、セグメントにより露出した地盤を覆うため、地盤及び地下水が直接空気に触れることはなく、地盤及び地下水の急激な酸性化は生じないと考えられます。	<u>調査の結果、対象道路事業実施区域及びその周辺の地層は、長期間にわたって空気に触れた場合に酸性化するおそれのある地盤が存在しますが、本事業のシールドトンネル工事にあっても、密閉型シールド工法を採用することにより、シールドによる掘削直後に、セグメントにより露出した地盤を覆うため、地盤及び地下水が直接空気に触れることはなく、地盤及び地下水の急激な酸性化は生じないと考えられます。</u>
	—	<u>このため、事業実施による地盤及び地下水の酸性化に伴う有害なガスの発生、地盤の発熱及び強度低下についても生じないと考えられます。</u>

表 14-1 (12) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
P8-8-40 第8章第8節	<p>(2) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容)</p> <p>なお、地下水流動保全工法については、施工事例により効果が報告されていることから、地下水の水位の影響をより低減するための環境保全措置として適切であると考えられます。</p>	<p><u>地下水流動保全工法に関する施工方法の具体化にあたっては、事業実施段階における詳細な地質調査等の結果及び三次元浸透流解析等の結果を踏まえ、必要に応じて専門家等からの技術的助言を得ながら、当該工法の維持管理及び機能回復の方法も含めて検討を行います。</u></p> <p><u>また、工事の完了後(道路構造物設置後)については、地下水流動工法の適切な維持管理を行い、当該工法の機能及び効果が恒久的に維持されるよう努めます。</u></p>
P8-8-42 第8章第8節	<p>((1) 事後調査の内容)</p> <p>—</p>	<p><u>なお、事後調査の結果、地下水流動保全工法の効果が確認されない場合は原因究明を行い、その結果を踏まえ、関係機関と連携・調整を図り、必要に応じて専門家等からの技術的助言を得ながら、施工計画の見直しを含む必要な措置を講じます。</u></p>
P8-8-43 第8章第8節	<p>(①回避又は低減に係る評価)</p> <p>また、事業実施による地盤及び地下水の酸性化、酸性化に伴うガスの発生は生じないと考えられます。</p> <p>土壌汚染除去措置</p> <p>また、環境保全措置として、表 8-8-25 に示す「地下水流動保全工法」を、効果を検証しながら実施します。</p>	<p>また、事業実施による地盤及び地下水の酸性化に伴う<u>有害なガスの発生、地盤の発熱及び強度低下は生じないと考えられます。</u></p> <p>土壌汚染拡散防止措置</p> <p><u>また、環境保全措置として、表 8-8-26 に示す「地下水流動保全工法」を事後調査により効果を検証しながら実施するとともに、工事の完了後(道路構造物設置後)における当該工法の機能及び効果が恒久的に維持されるよう努めます。</u></p>

表 14-1 (13) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
<p>P8-9-11 第 8 章第 9 節</p>	<p>(②化学反応による地盤強度の低下に伴う地盤沈下の予測) 調査の結果、対象道路事業実施区域及びその周辺の地層は、酸化還元電位が高い状態にあるなど、長期間にわたって空気に触れた場合に酸性化するおそれのある地盤が存在しますが、硫化物が少ないことから急激に酸性化を生じるおそれがある状況ではありません。 本事業のシールドトンネル工事にあたっては、密閉型シールド工法を採用することにより、シールドによる掘削直後に、セグメントにより露出した地盤を覆うため、地盤及び地下水が直接空気に触れることはなく、地盤及び地下水の急激な酸性化は生じないと考えられます。</p>	<p>調査の結果、対象道路事業実施区域及びその周辺の地層は、<u>長期間にわたって空気に触れた場合に酸性化するおそれのある地盤が存在しますが、本事業のシールドトンネル工事にあたっては、密閉型シールド工法を採用することにより、シールドによる掘削直後に、セグメントにより露出した地盤を覆うため、地盤及び地下水が直接空気に触れることはなく、地盤及び地下水の急激な酸性化は生じないと考えられます。</u></p> <p><u>このため、事業実施による地盤及び地下水の酸性化に伴う有害なガスの発生、地盤の発熱についても生じないと考えられます。</u></p>
<p>P8-9-12 第 8 章第 9 節</p>	<p>—</p>	<p><u>地下水流動保全工法に関する施工方法の具体化にあたっては、事業実施段階における詳細な地質調査等の結果及び三次元浸透流解析等の結果を踏まえ、必要に応じて専門家等からの技術的助言を得ながら、当該工法の維持管理及び機能回復の方法も含めて検討を行います。</u> <u>また、工事の完了後(道路構造物設置後)については、地下水流動工法の適切な維持管理を行い、当該工法の機能及び効果が恒久的に維持されるよう努めます。</u></p>
<p>P8-9-13 第 8 章第 9 節</p>	<p>—</p>	<p><u>なお、事後調査の結果、地下水流動保全工法の効果が確認されない場合は原因究明を行い、その結果を踏まえ、関係機関と連携・調整を図り、必要に応じて専門家等からの技術的助言を得ながら、施工計画の見直しを含む必要な措置を講じます。</u></p>
<p>P8-9-14 第 8 章第 9 節</p>	<p>(①回避又は低減に係る評価) —  また、環境保全措置として、表 8-9-7 に示す「地下水流動保全工法」を事後調査により効果を検証しながら実施することとしています。</p>	<p><u>また、事業実施による地盤及び地下水の酸性化に伴う有害なガスの発生、地盤の発熱及び強度低下は生じないと考えられます。</u></p> <p><u>また、環境保全措置として、表 8-9-7 に示す「地下水流動保全工法」を事後調査により効果を検証しながら実施するとともに、工事の完了後(道路構造物設置後)における当該工法の機能及び効果が恒久的に維持されるよう努めます。</u></p>

表 14-1 (14) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
P8-10-9 第 8 章第 10 節 表 8-10-5	環境保全措置：土壤汚染除去措置 適否の理由：汚染された土壤を掘削除去又は浄化すること等により、土壤汚染の拡散の回避が見込まれます。	環境保全措置：土壤汚染拡散防止措置 適否の理由：汚染された土壤を掘削除去又は浄化、封じ込めること等により、土壤汚染の拡散の回避又は低減が見込まれます。
P8-10-9 第 8 章第 10 節	<p>(2) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容) 土壤汚染除去措置</p> <p>また、環境保全措置の実施にあたっては、「土壤汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)等の法令に基づき適切に処理します。</p>	<p>土壤汚染拡散防止措置</p> <p>また、環境保全措置の実施にあたっては、「土壤汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)等の法令等に基づき、関係機関との協議を行い、その状況に応じて、汚染土壤・汚染地下水を適切に管理及び処理します。</p> <p><u>地下水汚染拡散防止措置の内容の詳細については、汚染地下水の拡散や濃縮による変化を含め、汚染地下水の状況や程度、下流側の状況、帯水層の状況を踏まえて、関係機関との協議を行い、その状況に応じて効果的な措置を検討します。なお、汚染地下水の遮蔽等による汚染地下水の拡散防止措置を講ずる場合は、地下水流動が阻害されないよう、構造物の設計等において考慮します。</u></p> <p>また、環境保全措置の実施後、その管理及び処理内容に応じ、地下水質等の環境監視を行い、汚染土壤・汚染地下水の拡散が確認された場合は原因究明を行い、その結果を踏まえ、当該工事が原因と判断された場合には、工事中断を含む必要な措置を講じます。</p>
P8-10-10 第 8 章第 10 節 表 8-10-6(1)	実施内容 種類：土壤汚染除去措置 保全措置の効果：汚染された土壤を掘削除去又は浄化すること等により、土壤汚染の拡散を回避できます。	実施内容 種類：土壤汚染拡散防止措置 保全措置の効果：汚染された土壤を掘削除去又は浄化、封じ込めること等により、土壤汚染の拡散を回避又は低減できます。
P8-10-14 第 8 章第 10 節	土壤汚染除去措置	土壤汚染拡散防止措置
P8-13-46 第 8 章第 13 節 表 8-13-27(7)	<p>(ウチヤンマ)</p> <p>生息環境への影響：工事中：D 供用後：D</p>	<p>生息環境への影響：工事中：C 供用後：C</p>
	<p>(ウスヒラタゴキブリ)</p> <p>種名：ウスヒラタゴキブリ※ 確認位置の環境：豊崎地区 確認位置：○(区域内～区域外) 変更の有無：— 生息環境への影響：工事中：D 供用後：D</p>	<p>種名：ウスヒラタゴキブリ 確認位置の環境：河川の湿性草地 確認位置：○(区域から 250m 以内) 変更の有無：無 生息環境への影響：工事中：C 供用後：C</p>

表 14-1 (15) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
P8-13-49 第 8 章第 13 節	(② 予測結果) —	<p><u>動物の重要な種及び注目すべき生息地の予測結果を以降に示します。</u></p> <p><u>なお、工事施工ヤード及び工事中用道路等の設置については、対象道路区域内を極力利用することで動物の生息環境の改変をできる限り避けた計画としており、改変は道路構造物設置箇所周辺に限られることから、工事中の一時的な改変による環境変化は小さいと考えられます。</u></p>
P8-13-90 第 8 章第 13 節 表 8-13-34(5)	<p>(確認位置) 豊崎 確認されなかった</p> <p>(工事施工ヤード及び工事中用道路等の設置による影響の予測) 工事の実施による影響については、本種の主要な生息環境である鶴見緑地の水域及びその周辺樹林等を改変することはない。また、溜池及び周辺の樹林環境の改変は生じない。また、トンネル・掘割工事による水位低下等の質的変化も僅かであることから、本種の生息環境への影響は無いものと予測される</p> <p>(道路の存在及び換気塔の存在による影響の予測) 道路の存在による影響については、対象道路は本種が生息環境とする鶴見緑地の水域及び周辺樹林等から影響が生じない程度に十分離れており、溜池及び周辺の樹林環境の改変は生じない。また、対象道路の本線部分はトンネル構造となり、地下構造物による水位低下等の質的変化も僅かであることから、本種の生息環境への影響は無いものと予測される。</p>	<p>豊崎 <u>対象道路事業実施区域及びその周辺</u></p> <p>工事の実施による影響については、本種の<u>生息に適した河川等の水域の改変は(仮称)豊崎 IC ランプ橋脚部のごく一部に限られ、同様の環境は周辺に広く分布するほか、鶴見緑地の水域及び湿性草地を改変することはない。溜池及び周辺の湿地環境の改変も生じない。</u>また、トンネル・掘割工事による水位低下等の質的変化も僅かであることから、本種の生息環境への影響は<u>極めて小さいもの</u>と予測される。</p> <p>道路の存在による影響については、対象道路による生息環境の改変は(仮称)豊崎 IC ランプ橋脚部のごく一部に限られる。<u>また、本種の生息に適した水辺環境は周辺に広く分布するほか、鶴見緑地の水域及び周辺樹林地から影響が生じない程度に十分離れており、溜池及び周辺の樹林環境の改変も生じない。</u>また、地下構造物による水位低下等の質的変化も僅かであることから、本種の生息環境への影響は<u>極めて小さいもの</u>と予測される。</p>

表 14-1 (16) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
P8-13-93 第 8 章第 13 節 表 8-13-34(11)	(確認状況) 豊崎地区において確認された。	<u>河川の湿性草地</u> において <u>1 箇所</u> で確認された。
	(確認位置) 豊崎 対象道路事業実施区域及びその周辺	豊崎 対象道路事業実施区域から 250m 以内 1 箇所
	(工事施工ヤード及び工事用道路等の設置による影響の予測) 工事の実施による影響については、本種の主要な生息環境である樹林環境の改変は生じないことから、本種の生息環境への影響は無いものと予測される。	工事の実施による影響については、本種の <u>生息に適した湿性草地の改変は(仮称)豊崎 IC ランプ橋脚部のごく一部に限られ、同様の環境は周辺に広く分布するほか、樹林環境の改変は生じないことから、本種の生息環境への影響は極めて小さいものと予測される。</u>
P8-14-21 第 8 章第 14 節	(道路の存在及び換気塔の存在による影響の予測) 道路の存在による影響については、対象道路は本種が生息環境とする樹林環境の改変は生じないことから、本種の生息環境への影響は無いものと予測される。	道路の存在による影響については、対象道路による <u>生息環境の改変は、(仮称)豊崎 IC ランプ橋脚部のごく一部に限られる。また、本種の生息に適した湿性草地は周辺に広く分布するほか、樹林環境の改変は生じないことから、本種の生息環境への影響は極めて小さいものと予測される。</u>
	(② 予測結果) -	<u>植物の重要な種及び群落の予測結果を以降に示します。</u> <u>なお、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置については、対象道路区域内を極力利用することで植物の生育環境の改変をできる限り避けた計画としており、改変は道路構造物設置箇所周辺に限られることから、工事中の一時的な改変による環境変化は小さいと考えられます。</u>
	( b )注目種・群集の予測結果) -	<u>なお、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置については、対象道路区域内を極力利用することで注目種・群集の生息・生育環境の改変をできる限り避けた計画としており、改変は道路構造物設置箇所周辺に限られることから、工事中の一時的な改変による環境変化は小さいと考えられます。</u>



表 14-1 (17) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
P8-15-28 第8章第15節	(b)注目種・群集の予測結果) —	なお、 <u>工事施工ヤード及び工所用道路等の設置については、対象道路区域内を極力利用することで注目種・群集の生息・生育環境の改変をできる限り避けた計画としており、改変は道路構造物設置箇所周辺に限られることから、工事中の一時的な改変による環境変化は小さいと考えられます。</u>
P8-15-34 第8章第15節	(③ 重要な生態系への影響) —	なお、 <u>工事施工ヤード及び工所用道路等の設置については、対象道路区域内を極力利用することで重要な生態系の改変をできる限り避けた計画としており、改変は道路構造物設置箇所周辺に限られることから、工事中の一時的な改変による環境変化は小さいと考えられます。</u>
P8-19-2 第8章第19節	建設汚泥については、トンネル区間の掘削工（シールド工法）により 1,915 千 <sup>3</sup> m が発生します。	建設汚泥については、トンネル区間の掘削工（シールド工法） <u>及び高架区間の基礎杭工により 1,936 千<sup>3</sup>m が発生します。</u>
P8-19-2 第8章第19節 表 8-19-1 (1) 表 8-19-1 (2)	表 8-19-1 廃棄物等の予測結果 建設汚泥 予測量（千 <sup>3</sup> m） 発生量 1,915 区域外搬出量 1,915 発生する主な工事区分 ①	表 8-19-1 (1) <u>廃棄物等の予測結果（発生量）</u> 建設汚泥 予測量（千 <sup>3</sup> m） 発生量 <u>1,936</u> <u>（削除）</u> <u>主な工事区分毎の発生量 ①1914.8</u> <u>⑤21.5</u>
P8-19-4 第8章第19節 表 8-19-4	(建設汚泥 予測量（千 <sup>3</sup> m）) 全国 192 大阪府 95.8	全国 <u>194</u> 大阪府 <u>96.8</u>
P8-19-5 第8章第19節	なお、工事施工ヤード等において、建設発生土の仮置き等の一時保管が必要となった場合には、周辺の生活環境・自然環境に影響が生じないようカバーシートや遮水シート等による廃棄物等の飛散・流出の防止を適切に行います。	なお、工事施工ヤード等において、建設発生土の仮置き等の一時保管が必要となった場合には、周辺の生活環境・自然環境に影響が生じないよう、 <u>仮置き場の設置場所を選定するとともに、仮置き場までの適切な運搬及び仮置き場の適正な管理が図られるよう、カバーシートや遮水シート等による廃棄物等の飛散・流出の防止を適切に行います。</u>

表 14-1 (18) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
P8-19-6 第 8 章第 19 節	<p>事業実施段階においては、施工計画の具体化にあたり工法の検討などにより、建設発生土等の発生量の抑制に努めるとともに、「公共用地の取得における土壌汚染への対応に係る取扱指針」（平成 15 年 4 月、国土交通省）に基づき、土地利用の履歴等の調査を公共用地取得に必要な調査・測量の一環として実施し、土壌汚染が存在する、あるいは土壌汚染が存在するおそれのある土地が判明した場合には、土壌汚染対策法等に基づき、適切に対処します。</p>	<p>事業実施段階においては、施工計画の具体化にあたり工法の検討などにより、建設発生土等の発生量の抑制及び再利用による区域外搬出量の縮減等に可能な限り努めるとともに、<u>廃棄物等については土地の改変前に、その種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を検討し、関係法令に基づき、適正に処理・処分します。</u>また、「公共用地の取得における土壌汚染への対応に係る取扱指針」（平成 15 年 4 月、国土交通省）に基づき、土地利用の履歴等の調査を公共用地取得に必要な調査・測量の一環として実施し、土壌汚染が存在する、あるいは土壌汚染が存在するおそれのある土地が判明した場合には、土壌汚染対策法等に基づき、適切に対処します。</p>
P9-1 第 9 章	<p>さらに、「地下水」、「地盤」及び「土壌」については、「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）に基づく事後調査を実施し、必要な環境保全措置を適切に実施することとします。</p> <p>—</p>	<p>さらに、「地下水」、「地盤」及び「土壌」については、「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）に基づく事後調査を実施し、必要な環境保全措置を適切に実施することとします。<u>また、環境保全措置の具体化にあたっては、事後調査等の結果を踏まえ、必要に応じて専門家等からの技術的助言を得ながら、透明性及び客観性の確保に努めつつ、十分な検討を行います。</u></p> <p>事業実施までに交通の状況や希少な動植物の生息・生育状況等について変化する可能性があることから、<u>工事着手前に工事中及び供用後における社会環境、生活環境及び自然環境の状況について現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化の状況に応じ、生活環境及び自然環境への影響について、調査・予測・評価する項目を再検討し、その結果を踏まえ、調査・予測・評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表します。</u></p>

表 14-1 (19) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
P9-1 第9章	事業実施段階においては、環境影響評価の結果を踏まえ環境保全に十分配慮し、環境に対する負荷の低減に努めるとともに、環境保全措置の実施にあたっては、技術開発を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で、より良い技術の導入に努めます。	事業実施段階においては、環境影響評価の結果を踏まえ環境保全に十分配慮し、環境に対する負荷の低減に努めるとともに、環境保全措置の実施にあたっては、技術開発を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で、より良い技術の導入に努めます。また、 <u>対象道路事業実施区域の周辺で計画されている「寝屋川北部地下河川事業」、「淀川左岸線Ⅱ期工事」等について、対象道路事業と工事期間が重複する場合は、当該周辺計画に係る工事内容及び進捗状況の把握、調査結果等の情報収集並びに対象道路事業の環境保全に係る情報の共有に努め、追加的な調査及びそれを踏まえた環境保全措置を講ずることにより、周辺環境への影響の低減を図ります。</u>
	—	<u>工事の実施にあたっては、工事説明会等の場を活用して、対象道路事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明を行います。</u>
P9-2 第9章	—	<u>今後、事業者が事業予定者から変更される場合は、事業者による十全な環境保全措置の実施がなされるよう、対象道路事業の環境影響評価に係る資料等の知見を事業予定者から事業者へ適切に引継ぎを行います。</u>
P9-3 第9章 表9-1(1)	(予測結果 建設機械の稼働に係る浮遊粒子状物質の予測結果 予測地点番号3) ユニット 土砂掘削	ユニット <u>地中連続壁</u>
	(予測結果 建設機械の稼働に係る浮遊粒子状物質の予測結果 予測地点番号7) ユニット 土砂掘削 建設機械の寄与濃度 0.00262 年平均値 計 0.0273 日平均値の2%除外値 0.063	ユニット <u>鋼矢板(アースオーガ併用圧入工)</u> 建設機械の寄与濃度 <u>0.00272</u> 年平均値 計 <u>0.0274</u> 日平均値の2%除外値 <u>0.064</u>
P9-4 第9章 表9-1(2)	(評価結果 浮遊粒子状物質 予測地点番号7) 年平均値 0.0273 日平均値の2%除外値 0.063	年平均値 <u>0.0274</u> 日平均値の2%除外値 <u>0.064</u>
P9-5 第9章 表9-1(3)	(予測結果) これを基に換算した日平均値の2%除外値は、0.058~0.0560mg/m <sup>3</sup> となり、浮遊粒子状物質に係る環境基準に定められた値(0.10mg/m <sup>3</sup> )以下になると予測されます。	これを基に換算した日平均値の2%除外値は、0.058~0.060mg/m <sup>3</sup> となり、浮遊粒子状物質に係る環境基準に定められた値(0.10mg/m <sup>3</sup> )以下になると予測されます。

表 14-1 (20) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
P9-6 第9章 表9-1(4)	(環境保全措置) なお、事業実施段階においては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。	なお、事業実施段階においては、 <u>除塵装置の選定を含め、二酸化窒素及び、微小粒子状物質 (PM2.5) を含む浮遊粒子状物質の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。</u>
	(評価結果) なお、事業実施段階においては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。	<u>事業実施段階においては、除塵装置の選定を含め、二酸化窒素及び、微小粒子状物質 (PM2.5) を含む浮遊粒子状物質の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。</u>
P9-12 第9章 表9-2	(予測結果) (仮称) 豊崎換気所周辺において、風速 4.0m/s 以上は 22.2~54.0%、風速 6.0m/s 以上は、1.9~9.6%、風速 8.0m/s 以上は、0.0~0.8%となります。	(仮称) 豊崎換気所周辺において、風速 4.0m/s 以上は <u>17.0~63.8%</u> 、風速 6.0m/s 以上は、1.9~ <u>15.9%</u> 、風速 8.0m/s 以上は、0.0~0.8%となります。
	(仮称) 豊崎換気所予測結果 (日最大平均風速超過頻度)	<u>(数値シミュレーション結果へ変更)</u>
P9-13 第9章 表9-3(1)	(評価結果) このため、事業実施段階において、これらの工事箇所周辺の保全対象の立地状況等を勘案し、必要に応じて、騒音による周辺環境への影響をより低減させるための適切な措置を講じます。	このため、事業実施段階において、これらの工事箇所周辺の保全対象の立地状況、ならびに工事期間等を勘案し、必要に応じて、騒音による周辺環境への影響をより低減させるための適切な措置を講じるほか、 <u>工事中においては、環境保全措置後の建設機械の稼働に伴う騒音の状況を把握し、必要に応じて、騒音による周辺環境への影響をより低減させるための適切な措置を講じます。</u>
P9-14 第9章 表9-3(2)	(環境保全措置 環境保全措置の効果 予測地点番号 4 予測結果 (dB)) 1.2m 保全措置後 77	1.2m 保全措置後 <u>76</u>
	(評価結果 予測地点番号 4 騒音レベル (dB)) 1.2m 77	1.2m <u>76</u>

表 14-1 (21) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
<p>P9-16 第 9 章 表 9-3(4)</p>	<p>(評価結果 回避又は低減に係る評価) なお、環境保全措置の実施に際しては、環境影響評価の結果を踏まえ環境保全に十分配慮するとともに、騒音の低減に係る技術開発を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。</p> <p>(評価結果 基準又は目標との整合性の検討) 対象道路以外の道路においては、対象道路の IC との接続により交通量の増加に伴う騒音の増加が考えられる予測地点 5 に加えて、その他の予測地点においても、当該道路管理者及び関係機関が、事業者と連携を図りながら必要に応じて交通量や沿道の土地利用等の状況を把握し、排水性舗装の整備や遮音壁の設置などの環境保全対策を適切に講じることにより、基準又は目標との整合を図ることとしています。</p>	<p>なお、<u>事業実施段階においては、環境影響評価の結果及び保全対象の立地状況等を踏まえ環境保全に十分配慮し、遮音壁、吸音板及び排水性舗装の仕様や設置範囲等の詳細について、騒音の低減効果、設置及び維持管理に係る経済性等を総合的に勘案し、騒音に係る環境基準との整合性及び騒音の低減に係る技術開発を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。</u></p> <p>対象道路以外の道路においては、対象道路の IC との接続により交通量の増加に伴う騒音の増加が考えられる予測地点 5 に加えて、その他の予測地点においても、当該道路管理者及び関係機関が、事業者と連携を図りながら必要に応じて交通量や沿道の土地利用等の状況を把握し、<u>その結果を踏まえて排水性舗装の整備や遮音壁の設置などの環境保全対策を適切に講じることにより、基準又は目標との整合を図ることとしています。</u></p>
<p>P9-27 第 9 章 表 9-8(1)</p>	<p>(環境保全措置) —</p> <p>(評価結果) また、事業実施による地盤及び地下水の酸性化、酸性化に伴うガスの発生は生じないと考えられます。</p> <p>土壌汚染除去措置</p> <p>また、環境保全措置として、「地下水流動保全工法」を、効果を検証しながら実施します。</p>	<p><u>なお、事後調査の結果、地下水流動保全工法の効果が確認されない場合は原因究明を行い、その結果を踏まえ、関係機関と連携・調整を図り、必要に応じて専門家等からの技術的助言を得ながら、施工計画の見直しを含む必要な措置を講じます。</u></p> <p>また、事業実施による地盤及び地下水の酸性化、酸性化に伴う<u>有害なガスの発生、地盤の発熱及び強度低下は生じないと考えられます。</u></p> <p>土壌汚染<u>拡散防止</u>措置</p> <p>また、環境保全措置として、「地下水流動保全工法」を、効果を検証しながら実施するとともに、<u>工事の完了後（道路構造物設置後）における当該工法の機能及び効果が恒久的に維持されるよう努めます。</u></p>
<p>P9-28 第 9 章 表 9-8(2)</p>	<p>(予測結果) 土壌汚染除去措置</p>	<p>土壌汚染<u>拡散防止</u>措置</p>

表 14-1 (22) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
<p>P9-28 第9章 表 9-8(2)</p>	<p>(予測結果 化学反応による地下水の水質に及ぼす影響) 調査の結果、対象道路事業実施区域及びその周辺の地層は、酸化還元電位が高い状態にあるなど、長期間にわたって空気に触れた場合に酸性化するおそれのある地盤が存在しますが、硫化物が少ないことから急激に酸性化を生じるおそれがある状況ではありません。</p> <p>本事業のシールドトンネル工事にあっても、密閉型シールド工法を採用することにより、シールドによる掘削直後に、セグメントにより露出した地盤を覆うため、地盤及び地下水が直接空気に触れることはなく、地盤及び地下水の急激な酸性化は生じないと考えられます。</p> <p>—</p>	<p>(削除)</p> <p>調査の結果、対象道路事業実施区域及びその周辺の地層は、長期間にわたって空気に触れた場合に酸性化するおそれのある地盤が存在しますが、本事業のシールドトンネル工事にあっても、密閉型シールド工法を採用することにより、シールドによる掘削直後に、セグメントにより露出した地盤を覆うため、地盤及び地下水が直接空気に触れることはなく、地盤及び地下水の急激な酸性化は生じないと考えられます。</p> <p><u>このため、事業実施による地盤及び地下水の酸性化に伴う有害なガスの発生、地盤の発熱及び強度低下についても生じないと考えられます。</u></p>
<p>P9-29 第9章 表 9-9</p>	<p>(予測結果) 調査の結果、対象道路事業実施区域及びその周辺の地層は、酸化還元電位が高い状態にあるなど、長期間にわたって空気に触れた場合に酸性化するおそれのある地盤が存在しますが、硫化物が少ないことから急激に酸性化を生じるおそれがある状況ではありません。</p> <p>本事業のシールドトンネル工事にあっても、密閉型シールド工法を採用することにより、シールドによる掘削直後に、セグメントにより露出した地盤を覆うため、地盤及び地下水が直接空気に触れることはなく、地盤及び地下水の急激な酸性化は生じないと考えられます。</p> <p>—</p> <p>(事後調査) —</p>	<p>調査の結果、対象道路事業実施区域及びその周辺の地層は、長期間にわたって空気に触れた場合に酸性化するおそれのある地盤が存在しますが、本事業のシールドトンネル工事にあっても、密閉型シールド工法を採用することにより、シールドによる掘削直後に、セグメントにより露出した地盤を覆うため、地盤及び地下水が直接空気に触れることはなく、地盤及び地下水の急激な酸性化は生じないと考えられます。</p> <p><u>このため、事業実施による地盤及び地下水の酸性化に伴う有害なガスの発生、地盤の発熱についても生じないと考えられます。</u></p> <p><u>なお、事後調査の結果、地下水流動保全工法の効果が確認されない場合は原因究明を行い、その結果を踏まえ、関係機関と連携・調整を図り、必要に応じて専門家等からの技術的助言を得ながら、施工計画の見直しを含む必要な措置を講じます。</u></p>

表 14-1 (23) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
P9-29 第9章 表9-9	(評価結果) —	<u>また、事業実施による地盤及び地下水の酸性化に伴う有害なガスの発生、地盤の発熱及び強度低下は生じないと考えられます。</u>
	また、環境保全措置として、「地下水流動保全工法」を事後調査により効果を検証しながら実施することとしています。	また、環境保全措置として、「地下水流動保全工法」を事後調査により効果を検証しながら実施するとともに、 <u>工事の完了後（道路構造物設置後）における当該工法の機能及び効果が恒久的に維持されるよう努めます。</u>
P9-30 第9章 表9-10	(環境保全措置) 実施内容 種類：土壤汚染除去措置 保全措置の効果：汚染された土壤を掘削除去又は浄化すること等により、土壤汚染の拡散を回避できます。	実施内容 種類：土壤汚染拡散防止措置 保全措置の効果：汚染された土壤を掘削除去又は浄化、封じ込めること等により、 <u>土壤汚染の拡散を回避又は低減</u> できます。
	(評価結果) 土壤汚染除去措置	土壤汚染 <u>拡散防止</u> 措置
P9-33 第9章 表9-13	(予測結果) ウチヤンマ 工事中 D 供用後 D ウスヒラタゴキブリ 工事中 D 供用後 D	ウチヤンマ 工事中 <u>C</u> 供用後 <u>C</u> ウスヒラタゴキブリ 工事中 <u>C</u> 供用後 <u>C</u>
P9-42 第9章 表9-19	(評価結果) 事業実施段階においては、施工計画の具体化にあたり工法の検討などにより、建設発生土等の発生量の抑制に努めるとともに、「公共用地の取得における土壤汚染への対応に係る取扱指針」（平成15年4月、国土交通省）に基づき、土地利用の履歴等の調査を公共用地取得に必要な調査・測量の一環として実施し、土壤汚染が存在する、あるいは土壤汚染が存在するおそれのある土地が判明した場合には、土壤汚染対策法等に基づき、適切に対処します。	事業実施段階においては、施工計画の具体化にあたり工法の検討などにより、建設発生土等の発生量の抑制及び再利用による <u>区域外搬出量の縮減等に可能な限り努めるとともに、廃棄物等については土地の改変前に、その種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を検討し、関係法令に基づき、適正に処理・処分</u> します。また、「公共用地の取得における土壤汚染への対応に係る取扱指針」（平成15年4月、国土交通省）に基づき、土地利用の履歴等の調査を公共用地取得に必要な調査・測量の一環として実施し、土壤汚染が存在する、あるいは土壤汚染が存在するおそれのある土地が判明した場合には、土壤汚染対策法等に基づき、適切に対処します。
P10-1 第10章 表10-1	(実施理由) 土壤汚染除去措置	土壤汚染 <u>拡散防止</u> 措置